

いじめを理由とする児童・生徒の自死と保護者に対する学校の責任 —いじめ防止対策推進法の下での調査報告義務をめぐる解釈上の課題—

福田健太郎

目次

- I はじめに
- II いじめ防止対策推進法施行前の法状況
- III 調査報告義務をめぐる解釈上の課題
- IV おわりに

I はじめに

児童・生徒が自死するに至る原因は様々であるが、自死が学校生活に起因する場合も少なくない。そのような場合、我が子を失った保護者が学校で何が起こっていたのかを知りたいと思うのは人として自然なことである。もっとも、保護者が独自に調査することは現実的には困難である。そこで、真実を知りたいという保護者の思いは、それに応える学校側の義務として法的に構成されることになる。これが調査報告義務である。

この調査報告義務は、これまでにいじめを理由として児童・生徒が自死した場面で問題となることが多かった。裁判例に最初に登場したのは2001年で、当時は学説においても調査報告義務の発生根拠などが議論された。その後、裁判例が積み重ねられていくにつれ、調査報告義務は学校側の義務として確立し、調査報告義務をめぐる裁判上の中心的な争点は、具体的な事案において学校側が調査報告義務を尽くしたといえるかどうかという点に移行していった。

調査報告義務は2013年のいじめ防止対策推進法の制定で新たな段階に入ることになった。同法は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態と「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当

の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態の2つを重大事態と定義し、重大事態が生じた場合にはそれに「対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」と、そして、この「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する」ことを「学校の設置者又はその設置する学校」に義務付けたが（28条1、2項）、これによって調査報告義務は法律上の明文の根拠を獲得した。現在では、重大事態が生じた場合には同条に基づいて調査がなされ、また、調査の結果については保護者に情報提供されることになっている⁽¹⁾。

いじめを苦に児童・生徒が自死したという事案をめぐっては、従来、学校側の安全配慮義務違反、安全確保義務違反の問題が主たる検討対象となり、調査報告義務についてはあまり検討の対象になってこなかった⁽²⁾。いじめ防止対策推進法や文部科学省の指針等によって調査報告義務の内容は明確になってきたところであるが、従前の調査報告義務論と同法上の調査報告義務との関係など理論的に

整理しなければならない点が残っており、この点を検討する必要があるように思われる。

本稿では、従前の法状況を概観したうえで、現行法の下での調査報告義務に関する規律を確認し⁽³⁾、現在における調査報告義務の解釈上の課題について、検討することにしたい。

なお、調査報告義務は、いじめが現になされている時のそれと、自死という結果が生じた後のそれとに分けることができるが、前者は学校側の安全配慮義務・安全確保義務の一環として把握されるべきものであり⁽⁴⁾、本稿では後者の調査報告義務について検討する。また、調査報告義務は、自死が教員の体罰に起因する場合などいじめを理由とするものでない場合にも問題となるものであるため、必要に応じて言及することにする。

II いじめ防止対策推進法施行前の法状況

1. 調査報告義務をめぐる裁判例

ここでは、いじめを苦に児童・生徒が自死した場合における学校側の調査報告義務違反の有無が争われた裁判例を確認するが、裁判例においてはいじめを苦に自死したのかということ自体も争点になるため、いじめを理由に自死した、あるいはその可能性があると原告が主張している裁判例における調査報告義務の判断について見ていくことにする⁽⁵⁾。

【1】横浜地判2001年1月15日判タ1084号252頁（中野中学校いじめ訴訟）

津久井町立の中学校に通う2年生の男子生徒が、1994年7月、自宅で自死した事案である。訴え提起は1997年である⁽⁶⁾。

判決は、「町立中学校の設置者である被告町には、在学する生徒との間には公法上の在学契約関係が存するのであるから、在学する生徒に対しては、その教育目的に必要な限度で学校施設や設備を供して、教諭により所定の課程の教育を施す義務を負い、在校生との

間に右の特別な社会的接触の法律関係に入った当事者として、当該法律関係の付随義務として、公法上の原則でもある信義則により、学校内、あるいは学校に何らかの原因があるとうかがわれるような事故が生徒に発生した場合には、その原因などについて調査した上で、必要に応じて、当該生徒または親権者に報告する義務がある」と述べ、調査報告義務の存在を肯定した。

もっとも、「本件自殺後、s校長の指示のもと、2年3組生徒らなどに、順次、面接、電話などを通じて亡一郎（被害生徒—引用者注）とトラブルの有無などについて調査検討し、相当程度詳細な8月報告、9月報告を町教委に提出していること、本件自殺直後、2学期、3学期と、3回調査をしていたこと、原告による質問などに対する回答は、s校長、町教委教育長が、その都度回答を書面により発していること、町教委は、その組織の性質上、直接調査を実施しなかったが、s校長に実態を把握するよう指示を出し、その報告を受けていた」と述べ、中学や町教育委員会の調査報告義務違反を否定した。

控訴審判決である東京高判2002年1月31日判タ1084号103頁も、「中野中学及び町教委に本件自殺について調査・報告義務違反があるとまでは認められないことは、原判決…記載のとおりである」として、全面的に一审の判断を認めた。

【2】富山地判2001年9月5日判タ1115号196頁（奥田中学校いじめ訴訟）

富山市立の中学校に通う1年生の女子生徒が、1988年12月に自死した事案である。訴え提起は1996年である。

判決は、「公立中学校の設置者と生徒との親権者とは、一定の法的関係（公立中学校の在学関係）にあり、そのような関係に付随して、設置者は、信義則に基づき、学校やこれに密接に関連する生活関係における生徒の行状やそれに対する指導内容などについて、親

権者の求めに対し、あるいは学校側から、教育的配慮の下、必要に応じて、親権者に対して報告すべき義務を負うというべきである。特に、前記のとおり公立中学校は生徒らに対して安全保持義務を負っているのであるから、生徒の生命、身体、精神等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合や現にそうした事態が発生した場合には、事態の状況やその原因、経緯、学校がどのような対応をとったか(あるいはとろうとしているか)等について、親権者に対し報告すべき義務を負っているものと解するのが相当である」として、一般論として報告義務を肯定した⁽⁷⁾。

もっとも、報告義務違反があったかどうかについては、教育委員会に提出した事故報告書に記載された内容の大部分について、教頭や担任から原告らに対してそれ相応に説明されたことを理由に⁽⁸⁾、また、生徒らに書かせた作文を焼却処分したことについても、同作文は教育目的で作成されたもので、原告らに開示し報告することを予定して書かれたものとはいえないことを理由に⁽⁹⁾、これを否定した⁽¹⁰⁾。

【3】福岡地判 2001年12月18日判タ1136号
126頁（城島中学校いじめ訴訟⁽¹¹⁾）

町立中学校に通う3年生の男子中学生が、1996年1月に自死した事案である。

判決は、「一般に、公立中学校の設置者である地方公共団体と在学する生徒の親権者との間には、公法上の在学契約関係が存在し、この在学契約関係の中で、教師らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において生徒らを指導するのであるから、公立中学校の教師ら及び当該地方公共団体の教育委員会は、上記公法上の在学契約関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者として、上記法律関係の附隨義務として、信義則により、学校内、又は、学校外においても学校に何らかの原因があると窺われるような事故が生徒に発生した場合には、

その原因などについて、調査した上で、必要に応じて、当該生徒又は親権者に対して報告する義務（以下「調査報告義務」という。）がある」と述べ、一般論のレベルで調査報告義務を肯定した⁽¹²⁾。

そのうえで、被害生徒の自死についての報告があった当日、教諭が、被害生徒の自死との関係を申告してきた生徒から事情聴取をしていること、校長らが中学校の調査結果の途中経過を報告し、原告らの申入れを受けて回答書で回答していることなどを指摘し、中学校の教師ら及び町教育委員会に調査報告義務違反があったということはできないと判示した⁽¹³⁾。

【4】福岡高判2002年8月30日裁判所ウェブサイト、Westlaw Japan 2002WLJPCA08309001

【3】の控訴審判決であるが、「一般に、公立中学校の設置者である地方公共団体と在学する生徒及びその親権者との間には、公法上の法律関係である公立中学校の在学関係が存在し、かかる在学関係の中で、教師らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において生徒らを指導するのであり、その過程において、生徒の生命、身体、精神等に重大な影響を及ぼし、あるいはその恐れのある事故等が発生した場合には、当該事故等について、一定の調査等をすべきであり、当該事故等の当事者である当該生徒の親権者等から、調査の内容あるいは結果の開示が求められた場合には、当該事故等の具体的な態様、経過等の事実関係はもとより、学校側の対応及び今後の対策等調査の内容あるいは結果等を報告すべき責務を負うと解するのが相当である」として、調査報告義務を肯定した。本件でも、教師や町教育委員会は、第一審原告に対し、「少なくともA(被害生徒—引用者注)の自殺の原因になったと思われるいじめの存否、その態様等を調査し、これに対する教師らの対応等について、具体的に報告する義務を負う」と判示した⁽¹⁴⁾。

そのうえで、調査が行われた時期が高校受験期という進路指導において最も重要な時期であったことや、生徒らにも相当な精神的動揺・負担が生じていたと推察されることからすると、「自己申告や、上記感想文、アンケート等により、Aの自殺に何らかの原因を与え、あるいはかかる事実関係を知っていると思われる生徒らを把握し、これらの生徒に対しては、面接による個別的事情聴取を行う一方で、その余の生徒らからは、逐一事情を聴取することはしないこととしたのも、決して不相当な判断とはいえない」などとして、調査義務違反を否定した。

報告義務についても、「学校においてこれら事実関係を完全には把握せず、Aに対するいじめの存否及びその具体的な内容等の未だ確定していない段階において、これをすべて開示することは、その開示した内容が既成事実として取り扱われる可能性を否定できず、それはまたAの遺書に名指しされた生徒ら以外の生徒らに対しても、更なる精神的な動揺を与える可能性を否定できないことを考えると、本件回答書において、Aに対する具体的いじめの態様、原因などに関する記載が、同書程度にとどまったこともまたやむを得ない」などとして、違反はないとした⁽¹⁵⁾。

【5】横浜地判 2006年3月28日判タ1235号243頁（野庭高校いじめ訴訟⁽¹⁶⁾）

県立高校に通う1年生の女子生徒が、1998年7月に自死した事案である。

判決は、「公立高校の設置者である地方公共団体と在学する生徒の親権者との間には、公法上の在学契約関係が存在し、この在学契約関係の中で、教師らは学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において生徒らを指導するのであるから、地方公共団体は、上記法律関係の付随義務として、学校内、あるいは学校外においても学校に何らかの原因があると窺われるような事故が生徒に発生した場合には、その原因などについて

調査した上で、必要に応じて、当該生徒又は親権者に報告する義務がある」として、調査報告義務を肯定した⁽¹⁷⁾。

そのうえで、学校側が教諭や吹奏楽部の指揮者から事情を聴取したこと、吹奏楽部員顧問が吹奏楽部全員から事情を聴取したこと、原告らが提出した質問書に対して文書及び口頭で回答がなされたことなどの事実を指摘し、「県は必要な調査報告義務を果たした」と判示した。クラスの生徒から事情を聴取していない、被告生徒らからも十分な調査をしていないという原告らの主張に対しても、本件が吹奏楽部内の問題として捉えられていたことや、クラスの生徒には情報提供を呼びかけていることなどから、調査に不備があったと認めることはできず、学校は必要な調査報告義務を尽くしたとした⁽¹⁸⁾。

【6】高知地判2012年6月5日判タ1384号246頁

私立中学校に通う1年生の男子生徒が自宅で自死した事案である。被害生徒の両親である原告らは、自死後、被害生徒が学校内でいじめや嫌がらせを受けていたことを疑うべき事情が次々と発覚したのに、原告らの再三の求めにもかかわらず、学校側は中学校の全生徒に自死の事実を知らせ原因について聞き取り調査をし原告らに報告することをしなかったなどとして、学校法人に対して損害賠償請求をした⁽¹⁹⁾。

判決は、「学校法人（私立学校）の経営主体は、在学契約に基づき、保護者に対し、預かった生徒の学校生活上の安全に配慮して、無事に学校生活を送ることができるよう教育・指導をすべき立場にあるのであるから、信義則上、在学契約に付隨して、生徒が自殺し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合には、その原因が学校内のいじめや嫌がらせであるか否かを解明するために、他の生徒の健全な成長やプライバシーに配慮したうえ、必要かつ相当な範囲で、適時に事実関係の調査をして、保護者に対しその結果

を報告する義務を負うというべきである」として、調査報告義務を肯定した。

そのうえで、被害生徒が学校生活上様々な問題を抱えていたことを認めるべき事情が指摘されていたことを考慮すれば、「被告学園において、本件自殺が学校生活上の問題に起因する疑いがあることを真摯に受け止め、その原因が学校内のいじめや嫌がらせであるか否かについて事実関係の調査をして、保護者である原告らに対しその結果を報告する必要性は、相当程度高かった」などとして、学校法人の調査報告義務違反を認めた。

【7】東京地判2012年7月9日訟月59巻9号2341頁（北本中学校いじめ訴訟⁽²⁰⁾）

埼玉県北本市立の中学校に通う1年生の女子生徒が、2005年10月に自死した事案である⁽²¹⁾。

判決は、「公立中学校の設置者である地方公共団体は、在学契約上の付随義務として、在学する生徒及び親権者に対して、生徒の生命、身体、精神等に重大な影響を及ぼし、又はそのおそれのある事故等が発生した場合には、当該事故等について、一定の調査をし、当該事故等の当事者である当該生徒又はその親権者から、調査結果の開示が求められた場合には、これを報告すべき義務を負う」との一般論を述べたうえで⁽²²⁾、事件直後、市において有していた客観的な資料としては、遺書と塾勧誘の手紙があったのみであるところ、遺書については、学校との関係においては、「クラスの一部」「のせいかも」との記載があるにすぎず、その記載内容から被害生徒の自死の原因を具体的に特定し得るとはいえないものであるし、塾勧誘の手紙についても、I(同じクラスの生徒)が、被害生徒に対して自死の原因となるような行為を行っていたことを推知させるような内容とはいえないものであったのであるから、このような状況の下において、調査報告を行った市が、その委ねられた合理的な裁量の範囲を逸脱し、又

はこれを濫用したと解することは困難であるとして⁽²³⁾、調査報告義務違反を否定した⁽²⁴⁾。

控訴審判決である東京高判2013年4月25日LEX/DB25505085も、本件事件がいじめによるものと断定できる証拠資料がない中で、市の関係者が、被害生徒の自死の原因がいじめである可能性があると明示し犯人捜しをしているかのような対応を執れば、生徒の心身に重大な悪影響を与えると危惧して種々慮ろうとしても不合理であるとはいえない、などとして、市の調査報告の方法が「実行可能な唯一の方策であったとまではいえないにせよ、少なくとも本件事件の当時においては、その委ねられた合理的な裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと解することは困難である」として⁽²⁵⁾、調査報告義務違反を否定した⁽²⁶⁾。

【8】前橋地判2014年3月14日判時2226号49頁群馬県桐生市立の小学校に通う6年生の女子児童が、2010年10月に自死した事案である。本件では第三者調査委員会が設置され、同委員会も報告書を提出していた。

判決は、「公立小学校の設置者である地方公共団体と在学する児童の保護者との間には、公法上の在学契約関係が存在し、この在学契約関係の中で、教諭らは学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において児童らを指導するのであるから、地方公共団体は、上記法律関係の付随義務として、児童が自死し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合は、必要かつ相当な範囲内で、速やかに事実関係の調査（資料保全を含む。）をし、保護者に対しその結果を報告する義務を負うべきである」として、調査報告義務を肯定した。

そのうえで、小学校が実施した学校生活アンケートの質問事項は被害児童の自死を念頭において作成されたものではないこと、校長は市教委に対し報告書を提出しているが同報告書は事案解明に積極的に取り組みその結果

を記載したものとは言い難いものであったこと、第三者調査委員会は必要な補足調査を行わなかつたことなどを指摘して、被告である桐生市が原告らに対する調査報告義務を果たしたということはできないと判示した⁽²⁷⁾。

【9】札幌地判2019年4月25日判時2437号86頁
道立高校に通う1年生の生徒が2013年3月に自死した事案である。判決は、調査報告義務の一般論を展開することなく、アンケートの回答結果や生徒に対する聞き取り調査の結果によっても生徒に対するいじめの存在を疑わせるような事情は見当たらないし、全校アンケートの回答原本を原告が主張する時期に原告に任意開示する法的義務があったということもできないなどとして、調査報告義務の存在を否定した。

もっとも、教頭が道立学校文書管理規程に違反して全校アンケートの回答原本を廃棄したことについては、アンケートの回答結果の中に保護者に報告すべき生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれていたのかを確認する機会を失わせたとして、原告に対する調査報告義務違反を構成するとした⁽²⁸⁾。

自死後の調査報告義務が争点となっているものの、いじめを理由とする自死であるという主張はなされていないものとして、〈1〉さいたま地判2008年7月18日裁判所ウェブサイト⁽²⁹⁾、〈2〉福岡地小倉支判2009年10月1日判タ1321号119頁（体罰）、〈3〉札幌地判2013年2月15日判時2179号87頁（教員による事情聴取と停学処分）、〈4〉札幌地判2013年6月3日判時2202号82頁⁽³⁰⁾（教員の指導）、〈5〉宮崎地判2014年8月6日判例自治395号49頁がある。

2. 従来の議論

いじめ防止対策推進法の制定以前は調査報告義務についての明文の規定が存在しなかつたため、どのような根拠でこの義務を認める

のかといった理論面、それから、具体的にどの程度の調査・報告が必要になるのかという実質面について議論されてきた。

（1）調査報告義務の根拠

調査報告義務の根拠については、親が学校教育「制度」の利用者・担い手である点を根拠にする見解⁽³¹⁾、職務の専門性等を根拠にする見解⁽³²⁾、親の教育権を根拠とする見解⁽³³⁾などが唱えられた⁽³⁴⁾。

1991年9月に町田市立の中学校2年の女子生徒が自死した事件をめぐる訴訟（町田いじめ訴訟）⁽³⁵⁾では、教育権を根拠とする主張⁽³⁶⁾のほか、①信義則や②地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の解釈を根拠とする主張も原告側によってなされた。①は、準委任契約（民法656条）の関係にある私立学校であれば保護者に対する報告義務は民法645条によって当然に導かれるが、同様の契約関係にある公立学校においても報告義務は認められ、仮に契約関係が認められなくても「公法上の法律関係に基づき特別な社会的接触関係に入った親と学校の間において、当該法律関係に伴う信義則上の義務として学校の親に対する報告義務が認められる」というものである。②は、教育委員会の職務権限を定める地教行法の規定に基づいて東京都教育庁が策定した「事故発生報告等事務処理要綱」には自死が生じた場合は学校が速やかに調査し適切な対応をすべき旨が述べられているところ、かかる「適切な対応」には保護者に対する調査報告が含まれているというものである⁽³⁷⁾。

すでに紹介した通り、【1】判決は信義則を根拠に在学契約上の付随義務としての調査報告義務を認めた。【2】以下の判決も、信義則という言葉を用いるかどうかは別として、在学契約・在学関係上の付隨義務としての学校側の調査報告義務を肯定している。〈1〉判決や〈4〉判決も同様である。

(2) 調査報告義務の程度

どのような場合にどの程度の調査報告義務が課されるのかということについても議論があった。【1】判決は、「学校内、あるいは学校に何らかの原因があるとうかがわれるような事故が生徒に発生した場合には、その原因などについて調査した上で、必要に応じて、当該生徒または親権者に報告する義務がある」と述べ、調査報告義務そのものは一般論として肯定している。もっとも、「必要に応じて」報告する義務があるという判断を示したことから、必要性の有無を学校ないしは学校設置者が判断するのであれば意味がないのではないかという批判がなされた⁽³⁸⁾。

【2】判決は、「教育的配慮の下、必要に応じて、親権者に対して報告すべき義務を負う」としていたが、「教育的配慮」という言葉の「軽さ」についても疑問が投げかけられた。采女博文は、教育的配慮という言葉が通常意味することを指摘したうえで、「事実をみようとしないとすれば、違法な行為に走ってしまった生徒たち、少なくとも民事責任を問われてもやむを得ない位置にいる生徒たちを指導することもできないであろう。ここでの教育的配慮はそのまま子どもたちの問題行動を正当化する言葉か、いずれにせよ本来示すべき論拠を省略するための内実のない言葉でしかない」と痛烈に批判した⁽³⁹⁾。

実際、「配慮」という言葉は学校側の調査報告義務を軽減する方向で機能する。例えば、【3】判決は一般論として調査報告義務を認めているが、捜査機関ではない学校側の調査報告に限界があることに加えて、「教師らが生徒のプライバシーや健全な成長、警察等の捜査に対する影響等に慎重に配慮した結果、必ずしも当該生徒又は親権者の望む調査又は報告がなされなかつたとしても、教師らや教育委員会に直ちに調査報告義務違反が成立するものではない」とも述べて、調査報告義務違反が成立する範囲を大きく制限してい

る⁽⁴⁰⁾。一つの到達点が【7】判決であり、この判決は教育に関する要請を重視して、「どのような内容の調査を、いかなる方法により実施するかについては、公立中学校の設置者である地方公共団体の合理的な裁量に委ねられる」として、調査報告義務違反を問うことを事実上否定するかのような判断をした。

他方で、【6】判決と【8】判決は、「必要かつ相当な範囲で」とか「必要かつ相当な範囲内で」保護者に対し調査結果を報告する義務を負うと述べた。この点については、「従来の『必要に応じての報告義務』という学校側の広範な裁量を前提にした概念よりも、調査・報告の範囲・内容に要求される客観的水準による義務履行の成否の判断を可能にする点で、一歩調査報告義務概念の法的構成を進めたものと評価でき、調査報告義務を法定したいじめ対策法の考え方にも適合している」との評価がなされている⁽⁴¹⁾。

(3) 調査報告義務の相手方

調査報告義務を誰に対して負うのかということについては、児童・生徒が死亡している以上、保護者に対して義務を負うとするしかないが、どのような法律構成でその結論を導くのかということについては、裁判例によつて違いがある。これは、在学契約一般の議論に吸収されるものであるが、裁判例を整理すると次の通りとなる。

【1】判決：町と生徒との間に公法上の在学契約関係が存するとしたうえで、生徒又は親権者に報告する義務を肯定した。

【2】判決：市と生徒の親権者の間に「一定の法的関係（公立中学校の在学関係）」が存在するとしたうえで、親権者に報告する義務を肯定した。

【3】判決：町と生徒の親権者との間に公法上の在学契約関係が存在するとして、生徒又は親権者に報告する義務を肯定した。

【4】判決：町と生徒及びその親権者との間

に公法上の法律関係である公立中学校の在学関係が存在するとして、「親権者等」に報告する義務を肯定した。

【5】判決：県と生徒の親権者との間に公法上の在学契約関係が存在するとして、生徒又は親権者に報告する義務を肯定した。

【8】判決：市と児童の保護者との間に公法上の在学契約関係が存在するとして、保護者に報告する義務を肯定した。

以上のとおり、生徒との間に在学契約関係があるとしたものが1件、児童生徒の親権者（保護者）との間に在学関係ないし在学契約関係があるとしたものが4件、「生徒及びその親権者」との間に在学関係があるとしたものが1件である。

この問題は形式的なことであるが、在学関係の当事者を学校設置者と親権者とするならば、親権者に報告するという学校側の義務は導きやすい。これに対して、児童・生徒を当事者とする場合は少し工夫が必要となる。とはいえ、親権者に報告するという義務であるから、当該親権者が法律関係の当事者ではない場合でも報告義務を導くことにそれほど困難は生じない⁽⁴²⁾。

（4）調査報告義務の内容

町田いじめ訴訟（調査報告義務訴訟）は1999年11月に和解によって終了したが、和解調書が季刊教育法に掲載されている⁽⁴³⁾。和解条項の「二」は、被告らは「左記記載の経過があったこと」、自死の「調査及び原告との情報交換が、原告らの意向に十分沿うものでなかったことを認める」というものであったが、「左記」の事実として、①自死原因調査開始前のテレビインタビューで校長が「いじめはなかった」旨発言したこと、②遺族の調査要請を受け学校側は調査を開始したが調査対象は4人の女子生徒を中心とするものであったこと、③被害生徒の死について町田市教育委員会が東京都教育委員会に対して

「学習上、家庭その他多種の原因があるようと思われる」などと報告したこと、④遺族が調査経過の説明を求めたが校長らは拒否し自死の原因が明らかにならないまま調査・報告を終了したこと、⑤遺族が調査報告書を見せるよう申し入れたが校長らが拒否したことなどが列挙された。この点について、原告側の代理人は「法的に調査報告義務が認められた場合に、その違反に該当すると評価されうる事実が列挙されている」との見解を示した⁽⁴⁴⁾。つまり、①調査前に「いじめはなかった」といった発言はしてはならない、②調査は網羅的に行わなければならない、③遺族の要請を無視して調査・報告を打ち切ってはならない、④調査の過程で作成された文書は開示されなければならない、といったことが調査報告義務の内容として存在するというのである⁽⁴⁵⁾。

現在の視点からはいずれも異論なく承認されるものであるが、【1】判決が登場する以前に以上のような具体的義務内容の存在を窺わせるような和解がなされたことは注目されてよい。

【1】判決以降の裁判例を見ても、現在でも十分通用する判断がなされているものがある。例えば、【6】判決は「当事者ではなく周囲の者の説明等を総合して、初めて真実が明らかになることもあるし、第三者から新たな情報が提供されることもありうるのであるから」、調査の対象は被害生徒と仲の良かった同級生や同じ部活のメンバーに限定するのではなく「全校生徒ないしそれに準ずる範囲の生徒まで広げるのが相当というべきである」としていた。また、【8】判決は、学校の調査だけでなく市が設置した第三者調査委員会の調査報告についても、設置目的に沿う調査報告をするためには「市から提出された資料を検討するだけではなく、るべき資料がすべて提出されているか確認し、不足があればその提出を求め」、「小学校が実施した教諭

や児童に対する聞き取りが不十分である場合には、これを補足するための聞き取りを実施すること等が必要である」が⁽⁴⁶⁾、それができていたとして、調査報告義務違反を認めた。

もっとも、結論として調査報告義務違反を理由とする損害賠償請求が認められたのは【6】判決と【8】判決のみで⁽⁴⁷⁾、それ以外の裁判例は調査報告義務違反を否定している。十分な調査報告がなされたから調査報告義務違反が否定されたというのであれば問題はないが、前述の通り、調査報告義務違反が成立する範囲を限定したうえで義務違反を否定しており、現在の視点からは許容できないものである。

まず、【1】判決は、相当程度詳細な報告を町教委に提出していることなどをもって調査報告義務違反を否定した。しかし、この判断に対しては、「問われているのはいじめ被害当事者である親に対する調査・報告であって、教育委員会に対する詳細な報告ではない」との批判が投げかけられた⁽⁴⁸⁾。

また、【2】判決は、保護者に対してそれ相応に説明されたことや作文は教育目的で作成されたものであることなどを理由に調査報告義務違反を認めなかった。しかし、これに対しても批判が投げかけられた。采女博文は、「『教育委員会向けの報告書』には、『事実関係等について逐一詳細な説明や報告が要求される』としても、子を失った親に対しては『お参りの際にそれ相応に説明すればよい』という論理は、『教育の部分的な失敗』ないし『学校の正統性の危機』に対する緊張感を欠落させた法律家の傲慢さの表明以外の何ものでもない」⁽⁴⁹⁾と徹底的に批判した⁽⁵⁰⁾。

3. 小括

以上、従前の裁判例と議論状況を概観してきたが、調査報告義務というものが信義則に基づいて、ないしは在学をめぐる法律関係の

付随義務として認められるものであるという点で裁判例は一致していたと言ってよい。また、かかる調査報告義務は学校側が保護者に対して負う義務であるという点でも、裁判例は一致していた。

これに対して、調査報告義務の内容については必ずしも一致していなかった。一般論のレベルでも学校側に広い裁量を認める裁判例が存在したが、具体的な事案との関係でも、調査報告義務違反を認めるものと認めないものがあった。このように、具体的にどのような調査報告をすれば義務を履行したといえるのかについては判断が分かれていたのであり、文部科学省が児童生徒の自死が起こった際の指針を整備することになるのはある意味必然であった。

III 調査報告義務をめぐる解釈上の課題

本章では、いじめ防止対策推進法（以下、適宜「法」という）制定後の状況を確認することにする。法の規定、文部科学省の指針、法施行後の事案に関する裁判例を確認したうえで、調査報告義務論が抱えている理論面での課題に対して、解釈上どのように対応すべきか検討する。

1. いじめ防止対策推進法と文部科学省の指針

（1）いじめ防止対策推進法における調査報告義務

いじめ防止対策推進法は重大事態の場面における調査報告義務を規定している。法28条1項は、①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合と②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合を重大事態と定義し、かかる重大事態が生じた「疑いがあると認めるとき」は、それに「対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」、「学校

の設置者又はその設置する学校は」、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」として調査義務を定め、同条2項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」として報告義務を定めている⁽⁵¹⁾。

また、重大事態に至らない場合であっても、学校への通報があるなど「学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは」、学校は、「速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」とこととし（23条2項）、いじめがあったことが確認された場合には「いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う」（同条3項）ことを前提に、かかる「支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては…いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるもの」としている（同条5項）。

（2）文部科学省のガイドライン等⁽⁵²⁾

（a）「いじめ防止等のための基本的な方針」

法11条の規定に従い、2013年10月11日「いじめ防止等のための基本的な方針」⁽⁵³⁾が策定された。

法28条1項の調査に関しては、①重大事態の意味について、②重大事態の報告、③調査の趣旨及び調査主体について、④調査を行うための組織について、⑤事実関係を明確にするための調査の実施、⑥その他留意事項の6つの項目について説明がされているが、①に

ついては、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とされていることが注目される。

法28条2項の報告については、「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する」とこと、「この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい」とこと、情報提供にあたっては「いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない」ことが記載されている⁽⁵⁴⁾。

（b）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

基本方針策定後も同方針に沿った対応がなされないケースが発生したことから、文部科学省は、2017年3月、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。

学校設置者及び学校の基本的姿勢として、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること」を挙げ、「被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あ

るいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること」などが内容として示された。

調査に関しては、①調査組織の設置、②被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等、③調査の実施の3つに項目が分かれているが、たとえば、①では「重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行」い、「第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること」となっている。

調査結果の説明については、「被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うこととは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと」といったことが記載されている⁽⁵⁵⁾。

（c）「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」

（a）、（b）の策定に先立ち2011年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が策定された。同指針はいじめ防止対策推進法の制定を受け、2014年7月に改訂版が策定された。

同指針によると、背景調査は「基本調査」と「詳細調査」から構成される。基本調査とは「自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの」で、設置者の指導・支援のもと学校が主体となって行うことが想定されている。

詳細調査とは、「基本調査等を踏まえ必要な場合に、弁護士や心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査」である。「全ての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる」が、困難な場合は、「学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合」や「遺族の要望がある場合」などに詳細調査に移行するという判断がされる。「判断の主体は、基本調査の報告を受けた設置者」である。なお、「特にいじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法上の『重大事態』としての対応が確実に行われることが必要」とされている⁽⁵⁶⁾。詳細調査では、追加調査実施の必要性の有無を確認したうえで、「学校以外の関係機関への聴き取り」や「子供に対する調査」が行われる。

いじめが背景に疑われる場合については独立の項目が設けられている。学校が主体となって調査する場合と学校設置者が主体となって調査する場合が考えられるが、事案の特性等を踏まえて、①学校主体の調査では十分な結果が得られないと学校設置者が判断する場合や②学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、学校設置者が調査を実施すること、遺族が望む場合には法28条1項の調査と並行して地方公共団体の長等による調査も想定しうること、などが記載されている。

2. いじめ防止対策推進法施行後のいじめ自死に関する裁判例

法施行後のいじめ自死に関する裁判例として、【10】名古屋地判2024年3月19日 Westlaw Japan 2024WLJPCA03199002がある。名古屋市立の中学校に通う1年生の女子生徒が2018年1月に自死した事案である。本件では、名古屋市教育委員会の附属機関として設置された名古屋市いじめ対策検討会議が2019年4月

に「生徒に対するいじめがあったとまでは認められない」という答申を行い、名古屋市長の附属機関として設置された名古屋市いじめ問題再調査委員会が2021年7月にいじめを認定する調査報告書を作成した。

調査報告義務について、判決は、「本件学校及び名古屋市教育委員会が、いじめ防止対策推進法28条1項の規定の趣旨や条理に基づいて原告らに対して調査報告義務を負うか否かは措く」としつつ、名古屋市は2021年7月に再調査委員会名義の調査報告書を提出しており、かかる「報告書の提出が原告らの主張する調査報告義務に違反することを根拠付ける具体的な事実を認めるに足りない」として、調査報告義務違反を否定した。また、当初の学校の対応や再調査委員会に対する学校の対応についても、「上記各対応が上記調査報告書の提出と別個独立に国家賠償法1条1項の適用上違法になるものとはいえない」と述べた⁽⁵⁷⁾。

3. 調査報告義務の課題

（1）実態面での課題

いじめ防止対策推進法制定前は、どのような場合にどの程度の調査報告義務が課せられるのかということについて裁判例では統一的な見解が示されていなかった。また、調査報告義務の具体的な内容についても必ずしも明らかでなかった。

この点について、法28条1項は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」などに調査義務が発生することを明記し、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」でも実施すべきことが具体的に記されている。報告義務についても同様である。ガイドラインは所詮ガイドラインに過ぎないと言えなくはないが、ガイドラインに違反して

いると問題になることもあるのであり⁽⁵⁸⁾、一定の効果はある。

そうすると、法制定以前に問題となっていた、どのような場合にどの程度の調査報告が必要になるのかという問題は、現在では、少なくとも表面的には解消されているように思える。もっとも、組織の体質というものはそう簡単には変わらないのであり、法整備がされていても、それに沿った行動がされていないのであれば意味がない⁽⁵⁹⁾。本稿で取り上げた自死後の調査報告義務に関しても、現在問題となっているのはまさにこの点であり、たとえば、2020年3月に横浜市立の中学校2年の女子生徒が自死した事案に関して2024年3月に公表された横浜市いじめ問題専門委員会の調査結果「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（中学校）【公表版】」（以下、「報告書」という）⁽⁶⁰⁾は、学校による生徒への聴き取りについて聴取の対象が5人に限定されていたこと、校内で得られた情報を校長が遺族へ断片的に伝えたこと、学校側が作成した案にあつた「いじめ」の表記を全て削除するよう教育委員会が指導したこと、などを厳しく批判している。法やガイドライン等に則った対応がなされることをどのように担保していくのかということが調査報告義務をめぐる実態面での課題である⁽⁶¹⁾。

（2）理論面での課題

（a）調査報告義務の事実上の主体

上記の報告書は、調査報告義務に関する理論的な課題も指摘している。報告書は、「自殺した児童等の保護者からいじめの疑いが指摘された場合においては、当該学校自身が主体的に調査を実施することについて構造的な困難さがあることを指摘せざるを得ない」とする。学校の対応に問題があったということになれば学校は安全配慮義務違反を問われる側、すなわち自死した生徒の保護者と対立す

る当事者となるが、その対立当事者になりうる学校が第三者的な立場で調査を行うことはできないのではないかというのである。

この指摘は鋭く、いくら法28条1項に基づく調査は責任追及のためではないといったところで、事実として学校の対応に問題があつた場合、詳細に事案を解明することは学校の責任を明らかにすることに他ならない。学校設置者についても同様である。このように考えると、学校や学校設置者に調査報告を義務付けることがそもそも可能なのかという疑問が出てくる。報告書の指摘は、調査報告義務に関する議論を振り出しに戻す問題提起ともいえる。

ではどのように考えるべきかということであるが、前提として、IIの1で紹介した裁判例が学校に調査報告義務があると認めたことは高く評価すべきである。自死した児童・生徒の保護者が真実を知ることができず泣き寝入りするという状況に戻すことは避けなければならない。

問題は、学校や学校設置者に対して、自らが不利になりうる調査をどこまで義務付けることができるのかということである。学校である以上、どのような結果になるのであれ調査をするのが当然だという考え方もありうる⁽⁶²⁾。もっともあるようにも思えるが、義務設定のあり方としてそれで良いのかという疑問は残る⁽⁶³⁾。学校ではなく学校設置者が調査を行うべきと考えることもできないわけではないが、学校設置者も学校と利害を共にする存在であるため、学校設置者だから学校の不利になることについても調査をすることができると一般的に言えるわけでもない⁽⁶⁴⁾。とりわけ、私立学校の場合はそうであろう。

難問であるが、法28条1項が「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け」調査を行うとしているところに解決の糸口があるのでないかと考えている。法は調査義務の主体と実際の調査主体を意識的に分

けている。つまり、形式的には学校や学校設置者に調査義務があるということにして、実質的には学校や学校設置者とは別の組織が調査を行う形にしている。このようにすることで、法は潜在的な対立当事者である学校設置者が調査義務の主体となることによる弊害を紙一重で回避していると評価することができる。

そうすると、このことの論理的な帰結として、調査を行う実質的な主体は学校や学校設置者から独立した組織でなければならないという結論が導かれることになる⁽⁶⁵⁾。潜在的な対立当事者である学校や学校設置者に実質的な調査を義務付けないようにするために、実際に調査を行う組織に学校や学校設置者からの独立性を要求するしかない⁽⁶⁶⁾。調査組織そのものの独立性はある程度担保されていると考えられるが、事務局についても独立性が求められる⁽⁶⁷⁾。

自死の背景にいじめがある可能性がある場合に学校や学校設置者が実質的な主体となって調査を行うのは、遺族からの強い要望がある場合など例外的な場合にとどめておくべきである。公立学校の場合に、学校設置者である地方公共団体の中の、学校とも教育委員会とも接点のない組織が主体となって調査を行うことはありうるであろう⁽⁶⁸⁾。

(b) 調査組織の中立性確保の手段

調査は「重大事態に係る事実関係を明確にするため」に行われるものであるから、調査を行う組織は学校や学校設置者に対して中立的な存在でなければならない。中立的な組織であるためには、学校設置者側が中立的と考えているだけでは不十分であり、被害者側の納得も必要である。

この点について、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、「弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであつ

て、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする」としつつ、「被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う」としているが、これでは不十分である。

潜在的な一方当事者が選任する構成員を中立的というためには潜在的他方当事者の同意が不可欠であり、被害児童生徒・保護者は調査組織の構成員の選任について拒否権を有すると解すべきである。

(c) 従前の調査報告義務論といじめ防止対策推進法上の調査報告義務との関係

現在では法28条に調査報告義務の規定が存在するが、同条「1項に基づく調査報告義務は、被告と本件生徒及び原告らとの間で具体的な権利義務を形成する法的効果を生じさせるものではない」という主張が学校側からなされることがある（【10】判決）。予想された主張であるが、このような主張は法28条の存在意義を無にするものであるため、法28条の調査報告義務が従前の調査報告義務論とどのような関係にあるのかということも検討しておく必要がある。法28条は重大事態の場面の調査報告義務に関する規定で、自死の場合に限定されていないが、まず、自死の場面における調査報告義務について検討する。

従前の裁判例によって肯定された調査報告義務が被害者側と学校側との間に具体的な権利義務を生じせるものであることについては異論がない。そして、法28条は、従前の取組みでは「教育委員会や学校の隠ぺい等の不適切な対応を防げず、真相の解明や抜本的な再発防止策を講じることが十分に適わず、いじめによる自殺事件等がなくなることはな

かった」⁽⁶⁹⁾という立法事実に基づいて起草されたものであり、要件が明確になっているという点を除けば従前の裁判例と軌を一にするものである。そうすると、同条は新しく義務を課した規定ではなく、自死の場面における従前の調査報告義務論を要件面で具体化したもの、すなわち確認規定であるということになる。したがって、法28条に基づく調査報告義務は当然被害者側と学校側との間に具体的な権利義務を生じさせるものということになる。

次に、自死以外の場面における調査報告義務について検討する。法28条は自死以外の場面の調査報告義務についても規定する。かかる調査報告義務についても同様に従前の調査報告義務論の具体化と言えるのかが問題となる。自死以外の場面における調査報告義務は、冒頭でも触れたように安全配慮義務や安全確保義務の一内容として把握されるべきものであるが、調査と児童生徒・保護者への報告が必要になるのは自死の場合と異なる。例えば、旭川地判2001年1月30日判時1749号121頁は、「中学校の教諭らは、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に他の生徒の加害行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に被害が及ぶような具体的なおそれがある場合には、予見可能性がある範囲内で、そのような被害の発生を防止するため、その事案に応じた適切な措置を講ずべき義務を負う」、また、「中学校の教諭らは、性的被害がその性質上人目に付かないように行われ、被害生徒も羞恥心や報復への恐怖等から性的被害を申告せず、又は申告しても深刻な性的被害の一部しか話さないことがあると推測されることに鑑みると、生徒から具体的な性的被害の訴えを受けたり、又は生徒から性的被害を少しでも匂わせるような訴えを受けた場合には、事案に応じて、適切な対応をすべき義務がある」とし

つつ、対応義務として、具体的には、①「被害生徒又は関係者から詳しい事情を聴取し、その内容を教職員全体に報告すると同時に、他の教諭らからも性的被害に関する情報を収集し、学校内における性的被害の実態をできる限り調査す」ること、②「被害生徒の保護者に対し、被害申告を受けた時点で直ちに被害の事実を報告す」ること⁽⁷⁰⁾などを挙げる。ここでは、学校による調査と保護者に対する報告が安全配慮義務の内容となっている⁽⁷¹⁾。そうすると、法28条が規定する自死以外の場面の調査報告義務もやはり従前の調査報告義務論の具体化ということになる。法28条は当事者間に「具体的な権利義務を形成する法的効果を生じさせるもの」であるし、仮に法28条がそのような規定でないとしても、従前の調査報告義務論が適用されることは疑いないため、どちらにせよ当事者間に具体的な権利義務を生じさせるものとなる。

なお、「具体的な権利義務を形成する法的効果を生じさせるもの」である以上、調査報告義務に対応する請求権の存在は論理的な帰結として肯定される。したがって、児童・生徒の側から調査の請求があれば、学校側は調査に向けた手続を開始しなければならない。

(d) 重大事態以外の場面での調査報告義務

上記の自死以外の場面における調査報告義務論（安全配慮義務の一環としてのもの）は、法28条がいう重大事態以外の場面でも妥当するのであり、学校は児童等や保護者に対して報告する義務を負う。この段階では、進行中のいじめを早急にやめさせが必要になるため、学校が主体的に動く必要がある。法23条も、2項で学校が「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」ことを規定し、5項で学校が「いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる」ことを規定している。調査とか報告（ないしは情報提

供）という言葉を用いているわけではないが、これらの規定は調査と報告に関するものということができる⁽⁷²⁾。

(e) 学校や教育委員会の対応の違法性評価

【10】判決は、「原告らは、本件事故が発生した当初の本件学校の対応や再調査委員会に対する本件学校等の対応についての主張するが、上記各対応が上記調査報告書の提出と別個独立に国家賠償法1条1項の適用上違法になるものとはいえない」と判示した。しかし、調査組織が学校や学校設置者から独立した存在である以上、違法性評価は別々に行うべきである。28条に基づく調査組織の結論が出る前の学校や教育委員会の対応は、独立の違法性評価対象になるというべきであり、同条に基づく調査組織による調査・報告が適切なものであったからといって学校や教育委員会の対応が不間に付されるということにはならない。

IV おわりに

本稿では、いじめを理由として児童・生徒が自死した可能性がある場合の調査報告義務をめぐる現時点での解釈上の課題について検討を試みた。調査報告義務論については、従来は義務の存在そのものが争点であり、いじめ防止対策推進法制定後は明文の規定が存在するという状況であったため、学校や学校設置者は潜在的な対立当事者であるということを踏まえた調査報告義務論が展開されることは少なかったが、この点は調査報告義務を論じるにあたって無視することはできないと思われる。法28条が実質的な調査主体を学校や学校設置者の下に設ける組織にしたのは、学校や学校設置者に委ねていては適切な調査ができる現実があったからであるが、学校や学校設置者にそこまでの義務を課せるのかという問題意識に立った場合でも法28条の立場は辛うじて正当性を維持できるものといえる。

とはいっても、形式的にではあっても学校や学校設置者に調査報告義務を課していることについては、立法論的には再考を要するべきである。立法論としては、学校や学校設置者に調査報告義務があるということを前提とした場合でも、法28条の組織に強制的な調査権限がない点、法の規定に違反した場合の罰則が規定されていない点⁽⁷³⁾などは、やはり問題である。根本的には法改正を待つしかないが、解釈論でどこまで補うことができるのか、さらに検討を進めたい。

注

- (1) 期間を限定するなどしたうえで概要が一般に公表されることも少なくない。
- (2) いじめ防止対策推進法制定前のものとして渡邊真「いじめ自殺をめぐる親の情報請求権と学校の調査報告義務」早稲田大学大学院法研論集126号261頁（2008年）、制定後のものとして渡辺暁彦「いじめ防止対策推進法の成立と今後の課題—被害児童等・親の教育権と学校の調査・報告義務をめぐる問題を中心に—」被害者学研究25号46頁（2015年）などがある。
- (3) いじめ防止対策推進法は、「報告」という言葉を、学校が、学校設置者（23条2項）、文部科学大臣（29条1項）、地方公共団体の長（30条1項）、都道府県知事（31条1項）、認定地方公共団体の長（32条1項）に報告する場面などで用いており、被害児童・生徒やその保護者への報告については「情報を…提供する」（28条2項）とか「情報を…共有する」（23条5項）という表現を用いている。本稿の検討対象は後者であるため、いじめ防止対策推進法上の用語に合わせるのであれば情報提供義務あるいは情報共有義務と表現することになるのかもしれないが、この義務が生成されてきた経緯に鑑みると、報告義務と表現するのが適切である。本稿では後者の意味で報告義務という表現を用いる。前者の意味での報告義務は検討対象としない。
- (4) 采女博文「いじめ裁判と安全配慮義務・報告義務」鹿児島大学法学論集39巻1号117頁（2005年）。争いはあるが、このように考えるべきであ
- (5) 以下訴訟については、拙稿「学校事故における賠償範囲論の展開—いじめを理由とする自殺の事案を中心に—」青森法政論叢22号1頁以下（2021年）も参照。
- (6) いじめ自死をめぐる訴訟では、学校設置者側の安全配慮義務違反の有無についても問われるのが通常である。本件では、①津久井町に対して、不法行為（国家賠償法1条〔1項〕）又は債務不履行に基づいて損害賠償請求がなされている（②神奈川県に対しては、国家賠償法3条1項に基づいて請求）。さらに、③加害生徒に対しても、共同不法行為（民法709条、719条）に基づく損害賠償請求がなされている。①についてのみ結論を確認しておくと、判決は安全配慮義務違反を認定し、被害生徒の自死についての津久井町の責任を認めた。
- (7) これに対して、「被告が、生徒の親権者である原告に対する法的義務として、報告義務とは独立した積極的な調査義務を負っているとまで認めると足りる根拠を見いだすことはできない」として、調査義務は否定した。
- (8) 必ずしも事実関係等について逐一詳細な説明や報告が要求されるものではなく、事故報告書は、被害生徒に対するいじめの原因やその後の経過、学校での指導の経過などを内容としているのであるから、同報告書の大部分を報告することによって原告に対する報告義務は尽くされたとした。
- (9) 原告らが当然にその開示や内容の報告を請求することができるとはいえない」と述べた。
- (10) 安全保持義務（いじめを理由とする自死を防止すべき義務）違反を理由とする損害賠償請求についても、富山市に安全保持義務違反があったということはできないとして、棄却した。
- (11) 学校名については山岸利次「判批」季刊教育法132号51頁（2002年）及び【4】判決を参照。
- (12) もっとも、「公立中学校は検査機関ではなく教育機関であることから、教師ら及び教育委員会の調査及び報告には自ずから限界があるのであって、教師らが生徒のプライバシーや健全な成長、警察等の検査に対する影響等に慎重に配慮した結果、必ずしも当該生徒又は親権者の望む調査又は報告がなされなかったとしても、教師らや教育委員会に直ちに調査報告義務違反が成立するもので

はないことに留意しなければならない」とも述べた。

(13) 城島町の安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求については、義務違反自体は認めたものの、自死についての予見可能性を否定し、被害生徒が受けた精神的、肉体的苦痛に対する責任のみを認めた。

(14) もっとも、公立中学校は教育機関であり、他の生徒らのプライバシーも尊重しなければならず、また捜査の障害となることは慎むべきであるという一般的な制約があるから、「その調査内容あるいは調査結果についても、このような範囲内において、報告すれば足りる」とした。

(15) 城島町の安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求についても原審の判断を維持し、被害生徒が受けた精神的、肉体的苦痛に対する責任のみを認めた。

(16) 学校名については采女博文「判批」鹿児島大学法学論集41巻2号39頁（2007年）を参照。

(17) 「教育機関たる公立高校においてはその機能に照らし、生徒のプライバシーや健全な成長に慎重に配慮する必要性から、教師ら及び教育委員会が行う調査及びその報告には自ずから限界があり、調査報告義務違反の有無を判断するにあたり上記の点を考慮する必要がある」とも述べた。

(18) 神奈川県の安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求については、被害生徒の自死に対する高校教員の予見可能性を否定し、被害生徒の精神的苦痛に対する責任のみを認めた。

(19) 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求はなされていない。

(20) 学校名はLEX/DB25495722、采女博文「学校のいじめをめぐる安全配慮義務—安全な学校の創出ー」鹿児島大学法学論集49巻2号151、162頁（2015年）を参照。

(21) 訟務月報で伏せられている情報はLEX/DB25495722、Westlaw Japan 2012WLJPCA07098003による。

(22) ただし、「どのような内容の調査を、いかなる方法により実施するかについては、これを直接定めた法律の規定は存在しないところ、かかる調査報告は、当該生徒のみならず、他の生徒らに対する関係でも、全人格的な教育を全うし、その健全な成長を図り、教師らと生徒らの間の相互信頼關係を維持育成することが要請され、他の生徒らのプライバシー等も尊重し、規律ある学校運営を維

持する必要がある教育機関が、専門技術的な知見を駆使して、調査報告と上記教育に関する要請とを調整しながら行うことが要請されるものであるという事柄の性質上、どのような内容の調査を、いかなる方法により実施するかについては、公立中学校の設置者である地方公共団体の合理的な裁量に委ねられるというべきである」として、この一般論を大幅に後退させている。

(23) 市がいじめを隠蔽したという原告の主張に対しても、市が「A（被害生徒—引用者注）の自殺の原因となるような事実を知りながら、又は教育に関する要請上何らの支障もなく知り得る状況にあることを知りながら、あえてこれを隠す意図のもとで調査報告を行わなかったなどという事実については、認めるに足りる証拠はない」と判示した。

(24) 北本市のいじめ防止義務違反を理由とする損害賠償請求についても、「Aに対して不法行為を構成するまでの行為があったと認めることはできないし、少なくとも…担当者らについて、亡Aとの関係においていじめ防止義務違反があったと認めるることは困難である」として、これを棄却した。

(25) アンケート用紙の処分についても、市が事実を隠蔽する目的でアンケート用紙を廃棄したとは認められないとした。

(26) いじめ防止義務違反を理由とする損害賠償請求も退けた。

(27) 桐生市の安全配慮義務違反については、主位的請求の場面におけるそれと予備的請求の場面におけるそれに分けられる。原告らは、自死による損害の賠償を主位的に請求し、いじめを受けたことによる損害の賠償を予備的に請求したが、判決は、前者については、「自死の具体的予見可能性の存在を前提とする自死回避義務違反があるということはでき」ないとして安全配慮義務違反を否定した。これに対して、後者（この場合の安全配慮義務を特にいじめ防止義務と呼んでいる）についてはいじめ防止義務違反を認め、請求を一部認容した。

(28) 安全配慮義務違反は認めなかった。控訴審判決である札幌高判2020年11月13日判例自治475号57頁も、調査報告義務の一般論を展開することなく、アンケートの廃棄行為についてのみ調査報告義務違反を肯定した（安全配慮義務違反は否定した）。

(29) 学内で発生した盗難事件と関係している可能

- 性があるという主張であった。
- (30) 控訴審判決は札幌高判2014年2月27日 Westlaw Japan 2014WLJPCA02276003。
- (31) 中川明「子どもの死をめぐる学校の説明責任」高見勝利編『人権論の新展開』80頁（北海道大学図書刊行会・1999年）。「親は、学校に託したわが子が学業を終える前にその生命を失った場合には、学校教育制度の利用を全うすることができなかつた者として、わが子の死に至るまでの事実解明を要求することができる」とする。
- (32) 淡川典子「いじめをめぐる学校の調査義務・報告義務（抄）」富山大学教育学部紀要54号177頁（2000年）。一般論として、報告義務の根拠を親の第一次的養育・発達責任（憲法26条と民法820条によるという）や市町村の受任者としての性格に求めつつ（親と市町村の関係は民法656条の準委任であり、そこから報告義務を導く）、「いじめが発生した場合は、様相が変わってくる」とし、「教員は資格を得て、さらに採用試験の難関も越えて、教員として働く場を得られるのであって、その職務の専門性の認識・自覚を求められる存在である。自らの教育権の行使にどのような不備があったか知らなければならぬのみならず、『預かったが、期待に応えられなかった』その結果だけでなく、どこにどのような不備があったのかを、保護者に示す必要があろう」とする。
- (33) 市川須美子「学校の親に対するいじめ調査報告義務」季刊教育法126号9-10頁（2000年）。「重大かつ深刻な被害が生じるいじめにつき、学校側の調査・報告義務は、学校事故同様に、親の教育権から根拠づけられる」としたうえで、自死の場合においても「学校外の要因であることが容易に推定できるようなケースでないかぎり、学校側としても原因調査義務を負っており、特に本件のようにいじめの存在を強く推定させるような事実が存在する場合、いじめの有無とその実態を明らかにするのは、被害者である子ども自身の権利を代位する親に対する在学関係上の義務といえる。また、いじめによる自殺の場合、いじめについての親の教育権行使は学校の情報提供に依存するので、進行中のいじめについての学校側の情報提供義務の不履行の結果としての自殺損害という側面を含んでおり、親自身の教育権行使を阻害された人権侵害に対する回復請求として、調査・報告義務を在学関係の当事者として主張できる」とする。
- (34) 采女・前掲注（4）117頁以下参照。自死の場合に限定したものではないが、織田博子「イジメと法のかかわり」中川明編『イジメと子どもの人権』79頁（信山社・2000年）も参照。
- (35) 本件で、いじめの事実を知った保護者は学校側に調査・報告を求めたが、不十分な対応しかなされなかつた。学校は9月の段階で生徒に作文を書かせていたので、保護者は11月、町田市個人情報保護条例に基づき、同市教育委員会教育長に対して、個人情報記録の件名又は内容を「〇〇（被害生徒の名前）の死について説明をした後生徒に書かせた作文のうち〇〇にかかるもの」として、個人情報の開示を請求したが、同年12月、非開示決定がなされた。不服申立ても棄却されたので（1992年10月）、1993年1月、保護者は非開示決定の取消しを求めて訴えを提起した。東京地裁は、1997年5月9日、訴えを退ける判断をし（判タ967号130頁）、控訴審である東京高裁も、1999年8月23日、保護者の控訴を棄却した（判タ1021号175頁）。保護者は、この訴えと並行して、1995年2月、学校側の調査報告義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟も提起した。この訴訟は1999年11月、和解によって終了したが、本文で問題とするのはこちらの訴訟である。事実関係については、上記判決文及び細谷裕美「町田作文開示請求訴訟・報告義務訴訟—親の知る権利と学校の情報提供義務」季刊教育法126号45頁以下（2000年）参照。
- (36) 注（33）の市川論稿は本訴訟に意見書として提出されたものである。
- (37) 細谷・前掲注（35）49頁。
- (38) 市川須美子「判批」季刊教育法128号120頁（2001年）。控訴審判決の評釈である小島優生「判批」季刊教育法138号102頁（2003年）も同旨。
- (39) 采女・前掲注（4）115頁。
- (40) 【5】判決も同様である。前掲注（17）参照。
- (41) 市川須美子「いじめ防止対策推進法といじめ裁判の現段階」獨協法学105号39頁（2018年）。
- (42) 現在においては、成年年齢が18歳になっているため、生徒が成年に達している場合の保護者への報告義務をどのように構成すべきかという問題が生じるが、損害賠償請求権の相続に関する判例法理を前提にすると、報告義務についても、報告を求める生徒自身の請求権が保護者に相続されると構成することになろう。

- (43) 季刊教育法126号98頁（2000年）。
- (44) 細谷・前掲注（35）50頁。
- (45) 同上。
- (46) 斎藤健一郎「判批」自治研究93巻5号104頁（2017年）は、本判決について「第三者調査委員会に求められる調査水準を示したものと位置づけることができる」という評価を与えている。
- (47) 〈1〉判決以下の裁判例も含めると、〈1〉判決と〈4〉判決が調査報告義務違反（ないしは調査義務違反）を認めた。なお、【9】判決も全校アンケートの回答原本を廃棄したことについて調査報告義務違反を認めているが、これは道立学校文書管理規程に違反していたことが結論に大きく影響しており、通常の調査報告義務違反とはやや異質である。
- (48) 市川・前掲注（38）120頁。「トラブル事実の確定だけでなく、クラス・学年全員のていねいな聞き取り調査などは最低限必要だったはずである」と述べる。判決は「全生徒から調査を行わなかったり、全生徒からの聞き取り結果を報告書の形にまとめなかつたことをもって、調査が不十分であったということはできない」としていた。小島・前掲注（38）102頁も、本文と同様の観点から、本件では報告義務違反があったとの評価を示した。
- (49) 采女・前掲注（4）113、115頁。
- (50) これに対して、小賀野晶一「判批」判例自治235号43頁（2003年）は、「伝統的アプローチによれば問題はないであろう」との評価を与えた。
- (51) 調査報告義務に関する附帯決議も存在する。2013年6月19日には衆議院文部科学委員会で、翌20日には参議院文教科学委員会で決議がなされた。
- (52) (a)～(c) はいずれも文部科学省のサイトで確認することができる。
- (53) 最終改定は2017年3月14日である。
- (54) 本方針も、法の表現に合わせて情報提供という言葉を用いている。
- (55) 本ガイドラインも、法の表現に合わせて情報提供という言葉を用いている。
- (56) 「いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対処が法律上義務づけられており、当該指針の『基本調査』及び『詳細調査』は、いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に当たる」とされている。
- (57) 教員の安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求も棄却した。原告らは、教員には、「いじめが発生しないように普段から生徒を指導し、いじめが発生した場合すぐにこれを発見し、対策を執る体制を準備する義務」（いじめ発生予防義務）や「いじめを疑わせる徴表となる事実があるときは、被害者と思われる生徒及び周囲の生徒からの聴き取り、保護者との協議、アンケートの実施等の措置を執り、いじめを発見する義務」（いじめ発見義務）があるのにこれらの義務を怠ったと主張したが、判決は、「本件いじめを具体的に予見することができたとはいえない」とか「本件いじめを具体的に認識することができたとはいえない」などとして、安全配慮義務違反を否定した。
- (58) NHK茨城NEWS WEB「牛久の私立高いじめの訴え 調査の進め方で県が誤った見解」（2023年10月27日）参照。
- (59) この場合は、法律の規定に則った対応をしないことそのものが調査報告義務違反との評価を受けるというべきである。後述の（2）(e) も参照。
- (60) 横浜市のサイトで期間限定で公開。
- (61) 重大事態への対応一般についてのものであるが、永田憲史「いじめ重大事態の判断に関する考察—いじめ防止対策推進法の強靭化を目指して—」関西大学法学論集70巻2・3号200頁（2020年）は、現状について「日本全国で違法や違反が常態化する異常な状態にある」と述べ、危機感を示す。
- (62) 文部科学省はこの立場であると思われる。「いじめ防止等のための基本的な方針」は、「法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である」としている。
- (63) 〈5〉判決において、学校側は、2011年6月の文部科学省通知は「学校が教育機関として今後の教育目的で背景調査を行う場合の調査のあり方を述べたにすぎず、法的責任を追及する目的等に利用するための調査・報告について記載したものではない」から、「同通知を根拠に、自殺についての法的責任を追及する目的に利用されかねないような詳細な事実関係をも学校側が遺族に調査・報告する義務はない」と主張した。全く共感しないが、そのような主張が出てきても不思議ではない。
- (64) 報告書も、学校から独立した立場で関与することが教育委員会に期待されているとしつつ、いじめが疑われる自死の事案において、「教育委員会

だけで、上記のような構造的問題を解消するほどの指導的役割を期待することは困難であると思われる」とする。

(65) 小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策 法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか』194頁（WAVE出版・2014年）は、「教育委員会等はいじめ事件において終局的には法的責任を被害者サイドと争う可能性のある関係にあること」を調査主体の「中立性及び公平公正性」の要件と結びついている。

(66) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」がいう基本調査は詳細調査の準備を整えるものであり、調査そのものではないというべきである。

(67) 第三者委員会の事務局は、教育委員会の職員によって担われることが少なくない。この問題については、石田達也「第三者調査委員会をめぐる諸問題」季刊教育法212号104頁（2022年）、栗山博史「いじめ重大事態調査の留意点」法の支配206号79-80頁（2022年）参照。

(68) 自死でない重大事態の調査も基本的に同様に考えることができる。

(69) 小西・前掲注（65）177頁。

(70) 「保護者は、右報告を端緒として、子女に性的被害の内容を確認したり、その性的被害によっては適切な医療措置を受けさせたり、心理的衝撃から自傷行為等の不幸な事故を起こさすことのないように子女の経過を観察したり、新たな被害を避けるために加害者らへの厳正な捜査を求めたりすることが可能になるからである」という。

(71) 采女・前掲注（4）100頁。同88頁は「報告を怠った時、学校は全ての責任を引き受けたといえよう」とする。

(72) 坂田仰編『補訂版 いじめ防止対策推進法全条文と解説』78頁〔坂田〕（学事出版・2018年）は法23条1項の措置が「調査」であることを前提に解説を行っている。また、同条5項については「情報提供義務」という見出しを掲げて解説を行っている（80頁）。

(73) 自治体の中には、いじめに適切に対処しなかったことを懲戒の対象として明文化しているところもある。たとえば、札幌市の「学校職員に対する懲戒処分の指針」は「児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた職員は、停職、減給又は戒告とする」と規定している。2024年2月26日の改正

で新設された（読売新聞2024年2月23日東京朝刊道社A25頁、同27日東京朝刊道社B24頁）。

【追記】 2024年6月19日、文科省は、同日開催されたいじめ防止対策協議会の会合において、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂素案を示した（当日の資料3-3）。